

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)		
大 分 類	中 分 類						令 和 5 年 平 均	5 年 11 月 分	5 年 12 月 分
生活関連サービス業, 娯楽業		105		6.7	46	303	904	871	876
	生活関連サービス業	106	個人に対して身の回りの清潔を保持するためのサービスを提供するもの及び個人を対象としてサービスを提供するもののうち他に分類されないもの。例えば、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業並びに旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業など	4.5	36	227	434	427	428
	娯 楽 業	107	映画、演劇その他の興行及び娯楽を提供し、又は休養を与えるもの並びにこれに附帯するサービスを提供するもの	9.8	61	413	1,586	1,514	1,526
教育, 学習支援業		108		9.5	42	218	523	488	470
医 療 , 福 祉		109	保健衛生、社会保険、社会福祉及び介護に関するサービスを提供するもの（医療法人を除く）	7.5	48	257	601	556	555
サービス業(他に分類されないもの)		110		16.2	91	417	1,019	994	1,043
	職業紹介・労働者派遣業	111	労働者に職業をあっせんするもの及び労働者派遣業を営むもの	15.6	105	405	1,198	1,226	1,260
	その他の事業サービス業	112	サービス業（他に分類されないもの）のうち、111に該当するもの以外のもの	16.6	82	425	894	833	891
そ の 他 の 産 業		113	1 から112に該当するもの以外のもの	8.0	46	348	473	482	487

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和6年分の標本会社の株価を基に計算しているため、標本会社が令和5年分のものとは異なる業種目などについては、令和5年11月分及び12月分の金額は、令和5年分の評価に適用する令和5年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和5年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和6年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和6年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】													
大 分 類	中 分 類	小 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
				6 年											
				1 月 分											
生活関連サービス業, 娯楽業			105	926 881	925 884	927 888	932 891								
生活関連サービス業			106	442 419	440 421	438 423	442 425								
娯 楽 業			107	1,627 1,550	1,627 1,556	1,635 1,562	1,644 1,567								
教育, 学習支援業			108	473 529	468 527	477 525	456 522								
医 療 , 福 祉			109	562 608	568 605	563 604	544 601								
サービス業(他に分類されないもの)			110	1,087 1,037	1,098 1,037	1,109 1,039	1,095 1,040								
職業紹介・労働者派遣業			111	1,313 1,196	1,353 1,202	1,389 1,212	1,383 1,218								
その他の事業サービス業			112	930 926	921 923	915 920	895 916								
そ の 他 の 産 業			113	508 457	521 461	536 465	524 469								